

第5節 公害紛争処理等

1 公害苦情処理

(1) 県及び市町村における公害苦情の取扱状況

ア 公害苦情の受理件数

14年度に県及び市町村が受理した苦情件数は1,693件で、そのうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる「典型7公害」の苦情件数は1,069件（全公害苦情件数の63.1%）で、前年度に比べて63件減少した。

また、廃棄物の不法投棄、害虫等の発生、動物の死骸放置など、「典型7公害以外」の苦情件数は624件（全公害苦情件数の36.9%）で、前年度に比べて8件増加した。（図6-2、図6-3）

図6-2 公害苦情受理件数

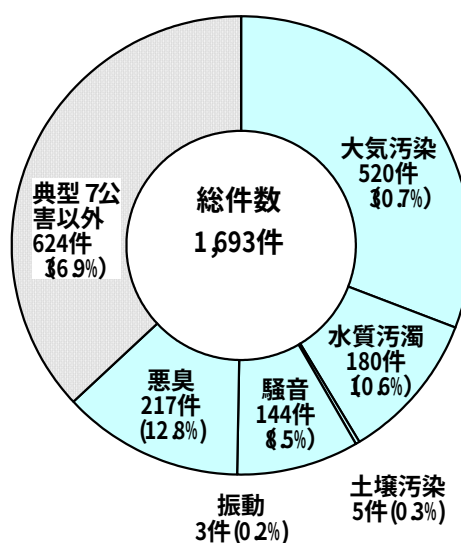
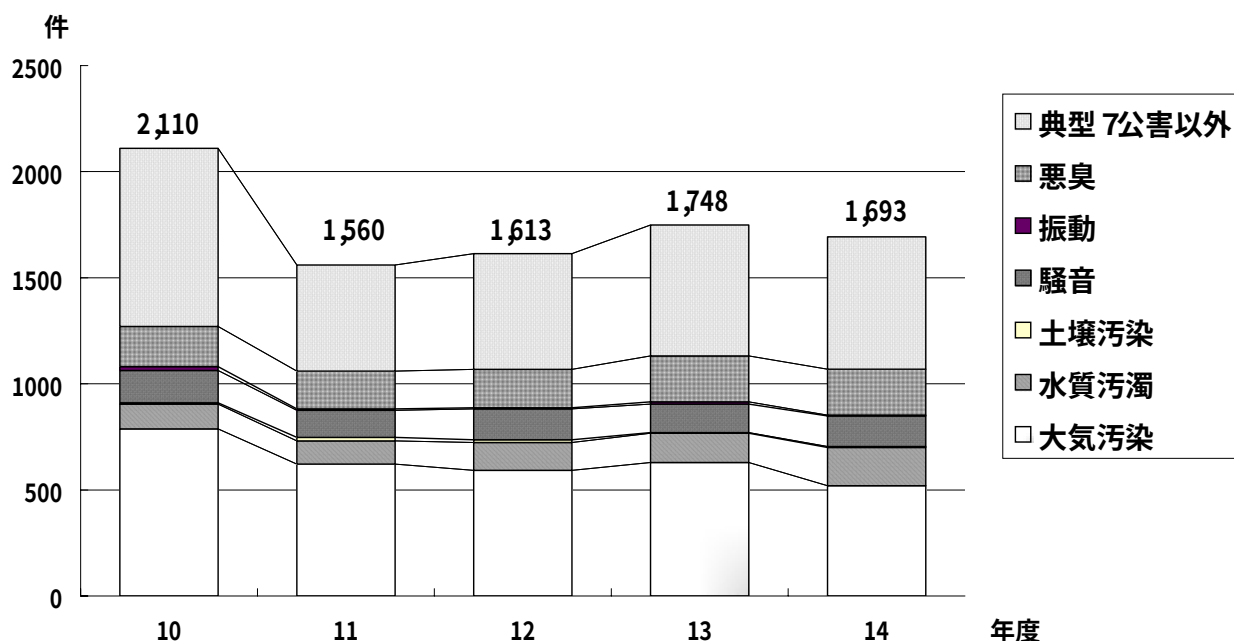


図6-3 公害の種類別苦情件数の推移

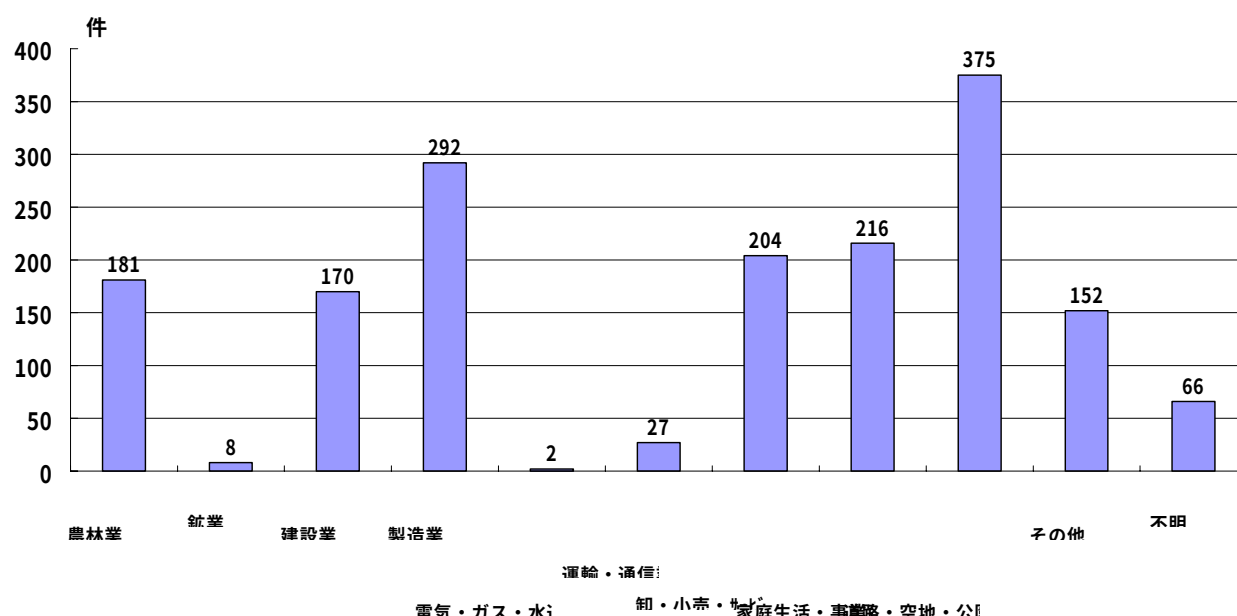


イ 発生源別の苦情件数

14年度の公害苦情件数を発生源（場所）別にみると、道路・空地・公園等が最も多く、次いで製造業、家庭生活・事業所等、卸・小売・サービス業、農林業の順となっている。（図6-4）

また、件数が比較的多い発生源の中では、家庭生活・事業所等の増加傾向が続いており、10年前（4年度）の約3倍に達している。

図 6－4 発生源別苦情件数（14年度）



ウ 公害苦情の処理状況

14年度に処理した苦情件数は1,728件である。その内訳は、14年度に新規に受け付けた件数が1,693件、前年度から繰り越された件数が35件であった。

苦情の処理状況をみると、受付機関が直接処理した件数が1,548件、警察や国等の他の機関へ移送した件数が54件、翌年度へ繰り越した件数が99件であった。（表 6－2）

表 6－2 公害苦情の受付件数及び処理件数（14年度）

（単位：件）

受 付 の 状 況					処 理 の 状 況				
総 数 (受付件数)	当 該 年 度 受 付			前 年 度 から繰越	総 数 (処理件数)	直接処理	他へ移送	翌年度 へ繰越	その他
	合 計	直接受付	他から 移 送						
1,728	1,693	1,645	48	35	1,728	1,548	54	99	27

一方、典型7公害のうち、直接処理した苦情について、苦情の処理のために行政が採った措置（特に力を入れた手段）別にみると、「発生源側に対する行政指導」が787件（典型7公害の直接処理件数の80.5%）と最も多く、次いで、「原因の調査」が89件（同9.1%）、「当事者間の話し合い」が19件（同1.9%）、「申立人に対する説得」が12件（同1.2%）などであった。

（表 6－3）

表 6－3 典型 7 公害の苦情処理のために行政が採った措置件数

	総 数	発生源側 に対する 行政指導	原 因 の 調 査	当事者間 の話合い	申立人に 対 す る 説 得	その他
処理件数(件)	978	787	89	19	12	71
構成比(%)	100	80.5	9.1	1.9	1.2	7.3

また、典型 7 公害のうち、直接処理した苦情について、苦情の処理のための防止対策の有無をみると、「防止対策を講じた」が653件（典型 7 公害の直接処理件数の66.8%）「講じなかった」が177件（同18.1%）となっている。（表 6－4）

表 6－4 典型 7 公害の苦情処理のための防止対策の有無別件数

	総 数	防 止 対 策 を 講 じ た					講じな かった	不 明
		合 計	発生源者	行政機関	被害者	その他		
処理件数(件)	978	653	568	76	5	4	177	148
構成比(%)	100	66.8	58.1	7.8	0.5	0.4	18.1	15.1

(2) 警察における公害苦情の取扱状況

ア 14年度中に栃木県警察本部及び栃木県内各警察署で受理した公害関係苦情件数は、823件（前年度比△128件）で、うち騒音に関するものが497件（前年度比△149件）と最も多く、全体の約60%を占め、次いで廃棄物に関するものが257件（前年度比＋22件）で全体の約31%を占めた。（表 6－5）

イ 騒音苦情の発生源を種類別に見ると、車両音が206件（前年度比△188件）と、全体の約41%を占めた。（表 6－6）

表 6－5 警察における公害苦情受理件数（14年度）

区 分		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	廃 棄 物	そ の 他	計
受理(処理)状況											
苦 情 受 理 件 数		9	24	1	497	1		12	257	22	823
処 理 状 況	話し合い・斡旋	1	1		51			3	36	12	104
	警告・指導	6	9		325			6	66	8	420
	検 挙								23		23
	措置不能		6		112	1		1	42	1	163
	他機関への通報	2	8	1	9			2	90	1	113

表 6－6 騒音苦情発生源別受理件数（14年度）

区 分 受理(処理)状況		機 械 設 備 音	建 設 作 業 者	拡 声 器 音	人 声	楽 器 音	カ ラ オ ケ 音	遊 技 音	車 両 音	そ の 他	計
苦 情 受 理 件 数		11	20	12	71	19	85	9	206	64	497
処 理 状 況	話 し 合 い ・ 幹 旋	3	4		11		4	1	2	21	46
	警 告 ・ 指 導	8	14	12	54	17	80	7	110	30	332
	検 挙										
	措置不能		1		6		1		94	9	111
	他機関への通報		1			2		1		4	8

2 公害紛争処理

典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行うため、「栃木県公害紛争処理条例」第 2 条に基づき、栃木県公害審査会（委員15人）が設置されている。

なお、昭和45年度の栃木県公害審査会設置以来14年度までに8件（参加申立を含む。）の調停申請がなされた。